

## 令和3年度 上田市障害者就労施設等からの物品等の調達推進実施要領

### 【目的】

- 第1 この要領は、障害者優先調達推進法に基づき、上田市の全ての所属・施設で障害者就労施設等からの物品の購入や役務の提供を優先的・積極的に取り組み、障がいのある人の経済的な自立に資することを目的とする。

### 【実施内容】

- 第2 実施内容は以下のとおりとする。
- (1) 目標額の設定
    - ・ 令和3年度は令和2年度の実績を踏まえて8,000千円とする。
  - (2) 支払実績の報告
    - ・ 調達実績は前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～3月31日）の2期に分けて報告を行う。
    - ・ 補助金等交付団体や指定管理者などにおいて物品等の調達を行った実績等も可能な範囲で報告する。
    - ・ 所属長は障害者就労施設等からの調達実績を「実績報告書」により主管課長宛に報告する。
    - ・ 主管課長は、部局内等を取りまとめの上、各期の報告期限までに障がい者支援課へ報告する。
  - (3) 実績の公表
    - ・ 障がい者支援課は各期の実績を速やかにまとめ、市のホームページにて公表する。

### 【随意契約の活用】

- 第3 簡易な印刷物や記念品等の購入、清掃・除草等の役務等を調達するにあたっては、予算の適正な執行並びに競争性の確保に留意しつつ、以下の事項に留意し、地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき随意契約を積極的に活用して取り組む。
- (1) 予定価格の上限はなく、1者から見積書を徴取することで可能であるが、下記の施設等のうち、対象となる契約内容を履行することが可能な者が複数いる場合は、複数の者から見積書を徴取し、安い価格を提示した者と契約する。

障害者支援施設 地域活動支援センター 障害福祉サービス事業を行う施設 小規模作業所
--

- (2) 事業所の範囲は上小圏域とする。
- (3) 調達にあたっては、契約管財課への合議による行政伺いが必要となる。（印刷を行う場合は、「障害者就労施設等への発注用（優先調達）」を参考とされたい。）

### 【留意事項】

- 第4 調達を推進するにあたっては、以下の事項について留意すること。
- (1) 市が主催するイベントにおいては、障害者就労施設等の物品販売機会を確保するとともに、積極的に物品等の調達に努めるものとする。
  - (2) 市が第三者等にイベント等の業務を委託する際、記念品として活用する目的等で障害者就労施設等が製作した物品の購入を委託の条件として加えるよう努める。
  - (3) 市が補助金等を交付する団体や指定管理者に対しても積極的な物品等の調達を依頼する。
  - (4) 調達にあたっての仕様等は可能な限り明確なものとし、納期の設定には配慮する。